長内下頭首工管理規程

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規程は、長内下頭首工（堰堤、取水施設等を含む。以下「頭首工」という。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第２条　頭首工の管理者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより頭首工を管理するものとする。

（異例の措置）

第３条　管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、予めかづの土地改良区理事長（以下「理事長」という。）と協議するものとする。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りではない。

第２章　取水等に関する事項

第１節　水　位

（水位の制限）

第４条　頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、水深０．５メートルを上限とし、水深０．１メートルを下限とする。

２　管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水の取水を行い、且つ河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

第２節　取　水

（かんがい期間）

第５条　毎年５月５日から９月１０日までをかんがい期間とする。

（取水）

第６条　管理者はかんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

（計画取水量）

第７条　頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

期間 区分	かんがい期		備　　　　考
	代かき期	普通期	
	５月５日～ ５月１４日	５月１５日～ ９月１０日	
最大取水量	０．２９９㎥／s	０．２６８㎥／s	

（取水時のゲート操作）

第８条　かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水門ゲートの開度を調整して行うものとする。

（取水量の測定）

第９条　取水量の測定は、幹線用水路に設置された量水標により水位を読み取り、H-Q 曲線（別紙）により算出するものとする。

第３節　点検及び整備等

（点検及び整備）

第１０条　管理者は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

２　非かんがい期においても洪水又は暴風雨、地震等でその影響が堰に及ぶものが発生したときは、速やかに堰の点検を行い異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（監視）

第１１条　管理者は、頭首工及びその周辺について監視を行い、その維持及び保全、危険防止等に努めなければならない。

第３章　緊急事態における措置に関する事項

第1節　洪　水

（洪水警戒体制）

第１２条　管理者は、次の各号の一に該当するときは洪水警戒体制をとらなければならない。

（１）秋田地方気象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

（２）頭首工の水位が水深０．５メートルを超えることが予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第１３条　管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次の措置をとらなければならない。

（１）土地改良区その他の機関との連絡及び気象に関する情報の収集を行うこと。

（２）土砂吐、洪水吐若しくは取水ゲートの調整等を行い、第三者への被害防止に努めること。

（洪水警戒体制の解除）

第１４条　管理者は、頭首工の水位が水深０．５メートル以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節　干ばつ

（干ばつ時の措置）

第１５条　管理者は、かんがい期において頭首工の水位が水深０．１メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況等について理事長と協議し、対応

附　則

この規程は、認可の日から施行する。（令和１年８月２９日認可）
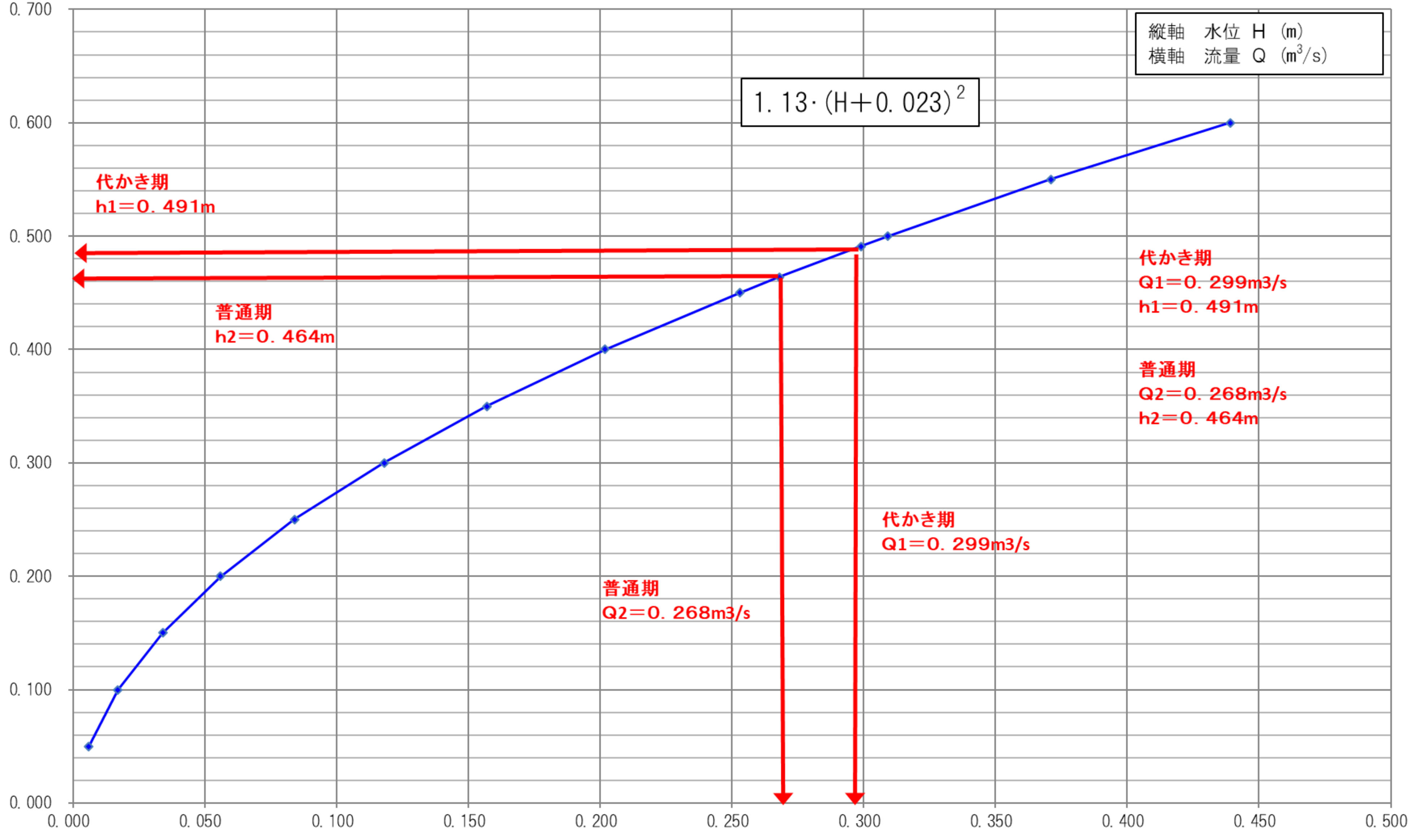
かづの地区　長内下頭首工　H－Q曲線